

「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R7）」 に関する公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務の内容

詳細は、「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R7）仕様書」に記載

2. 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に、道路や鉄軌道における費用便益に関する調査・研究等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（注）地方自治法施行令第167条の4
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記（2）～（7）の要件を満たすこと。

3. 企画提案書等の提出

- (1) 本業務に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告日～令和7年6月16日（月） 12時

イ 提出方法

質問票（様式1）を、下記メールアドレスに送付（必ず担当者に受信確認すること）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室（担当：笹原、神里）

電 話：098-866-2045

メール：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

令和7年6月18日（水）までに交通政策課ホームページにて回答する。

- (2) 応募申込書・企画提案書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告日～令和7年7月10日（木） 12時

イ 提出場所

上記（1）イと同じ

ウ 提出方法

企画提案書等を持参又は郵送（到着確認可能な手段に限る）により提出

4. 審査・選定方法について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査（第2次審査対象者の選定）

ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査（選考の実施）

企画提案書の内容について、書面審査を行う。

5. 優先交渉者の選定

(1) 優先交渉者の選定方法

沖縄鉄軌道導入効果等検討業務(R7) 企画提案業者選定委員会（以下、「委員会」という。）

による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙1「企画提案書等評価基準」による。

(3) 結果の通知

対象者に速やかに通知する。

(4) 契約の締結

委員会で選定された優先交渉者と協議を行い、契約締結する。

但し、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位（ポイント）が次点の者と交渉を行う。

6. その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00~17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(別紙 1)

企画提案書等評価基準

評価項目	評価の視点	評価点
1 業務目的等の理解度	業務の目的や方向性を的確に捉えているか これまでに同種業務を行ったことがあるか	5
2 業務の遂行体制及び事業計画の的確性	業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画であるか	5
3 企画提案内容	<u>ア 本県の移動実態を踏まえた検討の視点</u> 県民や観光客の行動や、過去の既往調査結果を踏まえ、費用便益比の算定における検討の視点(留意点等)について、的確な手法となっているか。 ※ 提案内容の的確性、具体性、確実性が高い場合に優位に評価する。	10
	<u>イ 費用便益比を向上するための視点</u> 費用便益比を向上する可能性のある手法が、複数(3項目以上)提案されているか。 ※ 過年度業務で調査した以下の追加便益は、提案項目として追加できない。 【過年度(R5~R6)業務で調査した便益項目】 ①雨天時の便益、②観光客の滞在増加便益、③応用都市経済モデル(CUE)便益、④土地区画整理事業等の面整備の便益 ※ 提案内容の的確性、具体性、確実性が高い場合に優位に評価する。	20
	<u>ウ 鉄軌道の導入がもたらす県民生活への視点</u> 本県では、自動車依存型の社会が構築され、慢性的な交通渋滞による時間的・経済的損失、JR 運賃と比較しても高い移動コストといった都市交通上の課題を抱えている。更に、昨今では、超高齢社会の到来などの社会構造上の課題を抱えている。 鉄軌道導入が、県民生活へ与える導入効果・影響について、本業務から導き出すことができる項目について、総合的評価、持続可能の視点から提案する。 ※ 提案内容の的確性、具体性、確実性が高い場合に優位に評価する。	10
評価合計点		50